

資料 2

令和 7 年度第 7 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他
提出日：令和 8 年 1 月 27 日
担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4174〕

① 件 名
使用料・手数料の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 使用料・手数料見直し指針（以下「見直し指針」という。）に基づく使用料・手数料の改定は、復興事業に一定の目途が付いた令和元年 10 月に、消費税率等の引上げに合わせて実施したが、それ以降、現在に至るまで行われていない。 この間、物価やエネルギー価格の高騰等を背景に、行政サービスの維持・提供に要する経費が増加傾向となっているため、受益に見合う応分の負担を基本とする使用料・手数料の現行料金は、必ずしもその原価を適切に反映したものとはいえない状況となっている。</p>
<p>【目的】 行政サービスに要する費用に基づく適正な使用料・手数料に見直しを行い、特定のサービスを利用する受益者と税（公費）の負担の適正な均衡を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）</p> <p>【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け : 有・無] 又は [個別計画との整合性]】</p> <p>第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち 第 1 節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進 第 2 節 持続可能な行財政運営の推進</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 20 年 5 月 見直し指針の策定 平成 26 年 4 月 消費税率等の引上げに伴う使用料・手数料の改定 令和 元年 10 月 消費税率等の引上げ及び見直し指針に基づく使用料・手数料の改定
⑤ 主な内容
<p>見直し指針に基づき、次のとおり見直しを進める。</p> <ol style="list-style-type: none">1 改定時期 令和 9 年 4 月 1 日から改定料金を施行することとし、見直し作業を行う。2 関係条例の改正 令和 8 年市議会第 3 回定例会へ関係条例の改正を提案する。3 原価計算に用いる費用 使用料・手数料の原価計算に用いる費用（コスト）については、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年の決算額を原則とする。4 改定料金の端数処理 改定料金は、原則として 10 円単位の端数切捨てにより算出する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

財源の安定確保及び市民負担の公平確保を図ることにより、持続可能な行財政運営の実現に資することができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

令和6年4月 角田市、登米市、大崎市（3市のいずれも使用料のみの改定）

令和7年4月 塩竈市、名取市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年 1月 見直し指針の全部改正

2～5月 使用料・手数料の改定料金（案）の検討

6月 使用料・手数料の改定料金（案）の決定

9月 市議会第3回定例会に関係条例の改正について提案（施行予定年月日：令和9年4月1日）

11月 改定料金の周知（市報、市ホームページ、施設での掲示等）

令和9年 4月 改定料金の施行

⑨ その他